

設立事業所の減少に係る 行政回答修正(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容		法令通知	財政運営	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

設立事業所の減少に係る「相談事例 1」に対する行政回答²について、一部誤解を招く表現があったとして回答の修正がありました。

回答の主旨に変更はありませんが、特別掛金の納入告知の有無が手続きに影響しないことと確認されました。

➤修正前:「特別掛金の納入告知処分を行わない場合」は、届出でよく、同意(事業主・被保険者の1/2以上の同意)も不要。

修正後:「減少事業所の加入員が引き続き加入員となる場合は従前通り(届出でよく、同意も不要)の取扱い。」

1 ④ニュースNo.135参照、 2 ④ニュースNo.144参照

事業所減少に係る取扱いの整理

通知改正、相談事例、行政回答の修正をまとめると以下の通り。

		確認された取扱い
破産手続開始等による事業所の解散		届出
自主廃業による解散		届出
会社合併等の会社再編による消滅 (会社内の一括適用などの再編を含む)	加入員が基金から脱退する場合	認可申請
	加入員が基金に残る場合 (設立事業所間の合併等)	届出

一括拋出は、事業所減少に伴い他の事業所の掛金が増加するケースにおいて規約で定めている場合に必要(厚年法第138条第5項)であり、規約変更手続き(届出or認可申請)とは別の話。

以上